十四　利　子　第十号に規定する発行日後の各発行対象国債の支払期を支払期とし、各支払期において、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（次号において規定する期日について同じ。）。
各発行対象国債の額面金額×各発行対象国債の利率／100×1／2

十五　償還期限　（別表のとおり）

名称及び記号	利率（年）	償還期限	発行額（額面金額）
利付国庫債券（二十年）（第八十一回）	二・〇％	平成三十七年九月二十日	十億円
利付国庫債券（二十年）（第八十五回）	二・一％	平成三十八年三月二十日	百三十五億円
利付国庫債券（二十年）（第九十一回）	二・三％	平成三十八年九月二十日	七十億円
利付国庫債券（二十年）（第九十二回）	二・一％	平成三十八年十二月二十日	五十億円
利付国庫債券（二十年）（第九十三回）	二・〇％	平成三十九年三月二十日	百八十億円
利付国庫債券（二十年）（第九十六回）	二・一％	平成三十九年六月二十日	二百億円
利付国庫債券（二十年）（第百一回）	二・四％	平成四十年三月二十日	十億円
利付国庫債券（二十年）（第百二回）	二・四％	平成四十年六月二十日	六十億円
利付国庫債券（二十年）（第百四回）	二・一％	平成四十年六月二十日	十五億円
利付国庫債券（二十年）（第百五回）	二・一％	平成四十年九月二十日	二百九億円
利付国庫債券（二十年）（第百六回）	二・二％	平成四十年九月二十日	百三十億円
利付国庫債券（二十年）（第百七回）	二・一％	平成四十年十二月二十日	七十五億円
利付国庫債券（二十年）（第百九回）	一・九％	平成四十一年三月二十日	百四十四億円

十六　償還金額　額面金額百円につき百円

十七　入札の基準とする各発行対象国債の利回り　平成二十二年三月四日付で日本証券業協会が発表した公社債店頭売買参考統計値表に掲載された各発行対象国債の平均値の単利利回りとする。

十八　元利金支払場所　日本銀行

十九　入札参加者　財務大臣から通知を受けた者

二十　払込期日　平成二十二年三月九日

利付国庫債券（三十年）（第三回）	二・三％	平成四十二年五月二十日	六十二億円
利付国庫債券（三十年）（第四回）	二・九％	平成四十二年十一月二十日	二百億円
利付国庫債券（三十年）（第五回）	二・二％	平成四十三年五月二十日	十億円
利付国庫債券（三十年）（第六回）	二・四％	平成四十三年十一月二十日	四億円
利付国庫債券（三十年）（第十一回）	一・七％	平成四十五年六月二十日	二十億円
利付国庫債券（三十年）（第十三回）	二・〇％	平成四十五年十二月二十日	六十四億円
利付国庫債券（三十年）（第二十回）	二・五％	平成四十七年九月二十日	百四十五億円
利付国庫債券（三十年）（第二十一回）	二・三％	平成四十七年十二月二十日	二百億円
利付国庫債券（三十年）（第二十七回）	二・五％	平成四十九年九月二十日	二百六十五億円
利付国庫債券（三十年）（第二十八回）	二・五％	平成五十年三月二十日	三百八十五億円
利付国庫債券（三十年）（第三十回）	二・三％	平成五十一年三月二十日	三百五十七億円

○財務省告示第百三十号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十二年三月二十四日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十二年四月二日

財務大臣　菅　**直人**

一　名称及び記号　利付国庫債券（十年）（第二百七十二回、第二百七十三回及び第二百七十四回）及び利付国庫債券（二十年）（第五十四回、第五十五回、第五十六回、第五十八回、第五十九回、第六十回、第六十一回、第六十二回、第六十六回、第七十一回、第七十三回、第七十六回、第七十七回、第七十八回、第七十九回及び第八十回）

二　発行の根拠法律及びその条項　特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十七条

三　振替法の適用等　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四　発行方法　利回り格差（第十七号に規定する利回りに応募した者が加算する数値をいう。次号において同じ。）を競争に付して行われる入札による発行

五　募入決定の方法　各申込みのうち利回り格差の小さいものからその応募額を順次割り当てる。

六　発行額　額面金額で二千九百九十三億円
内訳（別表のとおり）

七　払込金額　三千五十四億千七百三十万七千円

八　最低額面金額　五万円

九　振替単位　振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。